

各種相談業務のご案内

①弁護士相談 刈 市内在住・在勤の方 ※事前予約 3月19日(水)、4月2日(水) 9時～12時 3月21日(金) 13時30分～16時30分 場 市役所3階 第2打合室	
②司法書士相談 刈 市内在住・在勤の方 ※事前予約 3月26日(水) 9時～12時 4月9日(水) 10時～12時 場 市役所3階 第2打合室	
③消費生活相談 3月18日(火) 10時～12時、13時～16時 場 市役所3階 第2打合室	
④行政相談 3月27日(木) 10時～12時 場 市役所1階 第1相談室	
⑤児童・女性相談、児童虐待相談、通報、子どもの居場所 月曜日～金曜日 9時～16時30分 場 子育て支援課	

場 ①～④ 協働のまち推進課 ☎850-0159
 ⑤ 子育て支援課 ☎850-0143

成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱(改正)

市成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱(令和6年12月4日告示第119号)を改正しましたのでお知らせします。詳細については、担当課または市HPをご確認ください。

【改定内容】
 同要綱第5条の規定に「報酬期間」を新設
場障がい長寿課 介護長寿班 ☎856-4292



認知症カフェ「オレンジカフェ」参加者募集(無料)

オレンジカフェとは、認知症の方とその家族、地域の方が集い、認知症について語り合い、相談できる場です。

今月のテーマ「家族のつどい」

日3月13日(木) 14時～15時30分
場市社会福祉センター **刈**市内在住、在勤の方
申市地域包括支援センター①②のいずれかへ申し込み
 ①とよみの社 ☎851-2951・②友愛 ☎850-1324
場障がい長寿課 介護長寿班 ☎856-4292

国民健康保険税の納税証明書等について(注意)

口座振替やスマホ決済アプリ(クレジットカード決済含む)、地方税お支払サイトで納付した場合、領収書は発行されません。また、納付確認に時間を要するため、納付後すぐに納税証明書等が必要な方は、金融機関やコンビニで納付した領収書または、口座振替の引き落としが確認できる記帳済みの通帳をご持参の上、担当課窓口でお手続きをお願いします。

場国民健康保険課 徴収班 ☎850-0142

国民年金保険料の追納をオススメします

国民年金保険料の免除、納付猶予・学生納付特例を受けた期間があると保険料を全額納めた場合に比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。そこで、これらの期間がある場合、10年以内であれば保険料を遡って納めること(追納)ができ、将来の年金受給額を増やすことができます。

申追納申込書を那覇年金事務所へ提出
 ※申込書は、日本年金機構HPから取得できます。

【注意事項】

- ▶追納できる期間は、免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた月の前10年以内に限りです。
- ▶追納は、免除などを受けた期間のうち、原則、古い期間からの納付となります。
- ▶保険料の免除などを受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

※詳細については、HPをご確認ください。

場那覇年金事務所 ☎855-1122(②-②)
 市民課 国民年金班 ☎850-0139



暮らし・健康・福祉

マイナンバーカードの休日・平日夜間 交付窓口

マイナンバーカードの休日・平日夜間の交付窓口を開設します。利用される場合は、**事前の電話予約**が必要となります。

場市民課 **場**交付通知書(はがき)をご確認ください

休日	3月2日(日) 9時～12時
平日夜間	3月27日(木) 18時～20時

場市民課 ☎850-0103

令和7年度幼児教育・保育の無償化の手続き

幼児教育・保育の無償化の対象となるには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。詳細については、市HPをご確認ください。



利用施設	無償化の対象経費	手続き
認可保育所	保育料	不要
認定こども園	保育料	不要
幼稚園(新制度移行済)	預かり保育料	必要
認可外保育施設等	保育料	必要

場3月21日(金)まで
 ※認定開始日は、認定申請日より前に遡ることはできません。※令和7年4月の認可園等入所申込を行った方は、申請不要で施設等利用給付のみなし認定が可能となりますが、利用される場合は事前に担当課までご連絡ください。

場保育こども園課 ☎850-5088

令和7年度南部振興会奨学生(奨学金貸与)募集

南部地域の人材育成を目的に奨学生を募集します。詳細については、担当課または(一財)南部振興会HPをご確認ください。

【貸与月額】県内40,000円・県外50,000円
【貸与期間】採用された時～学校の最短修業年限の終期
定5名(本市推薦人数1名)
刈南部振興会構成市町村内に引き続き1年以上住所を有する者

※その他条件等は募集要項をご確認ください

申願書に必要書類を添えて、担当課窓口へ提出

期4月10日(木)17時
場教育総務課 ☎850-0961



税・保険・年金

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 納期限

9期 3月25日(火)まで
場国民健康保険課 国民健康保険税 ☎850-0142
 後期高齢者医療保険料 ☎850-0160

国民健康保険課 夜間窓口

3月24日(月)・25日(火)
 17時15分～20時
場国民健康保険課 給付班 ☎850-0160
 賦課班・徴収班 ☎850-0142

児童手当法の改正に伴う申請はお早めに!

児童手当法の改正に伴い令和6年10月分(12月支給)から、支給対象児童の延長や所得制限の撤廃、多子加算額、算定方法の見直しを行う制度拡充が実施されます。そのため、制度改正に伴い申請が必要な世帯のうち、市が把握できていない未申請の世帯に対し通知書(青色封筒)を送付していますので、内容のご確認をお願いします。なお、**令和7年3月31日(月)まで**に申請がない場合は、令和6年10月分(12月支給)に遡及しての支給ができませんので、早めの申請をお願いします。



※詳細については、市HPをご確認ください。
場こども応援課 ☎850-6775

高等職業訓練促進給付金を支給します

母子・父子家庭のお母さん、お父さんの就職に有利な資格取得を促進し、生活の負担軽減を図るため給付金を支給します。

【支給期間】上限4年間 **【支給月額】**以下のとおり

課税世帯	75,000円	非課税世帯	100,000円
------	---------	-------	----------

※最終学年は40,000円加算

- 刈**本市に住所を有し、次の要件全てを満たす方
- ①母子および父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない者で現に20歳未満の児童を扶養している。
 - ②児童扶養手当を受給しているまたは、同様の水準にある。
 - ③養成機関に6か月以上修業し、資格の取得が見込まれる。
 - ④就業または育児と修業の両立が困難であると認められる。
 - ⑤過去に本給付金または、同様の給付を受けていない。
- 場**4月1日(火)～30日(水) ※申請には事前相談が必要です。
場こども応援課 ☎850-6775

自立支援教育訓練給付金を支給します

母子・父子家庭のお母さん、お父さんが、就職に有利な資格を取得するために厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受講・修了した場合に、その経費の一部を負担する給付金を支給します。

【支給額】対象者が支払った費用の60%に相当する額

- 刈**本市に住所を有し、次の要件全てを満たす方
- ①母子および父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない者で現に20歳未満の児童を扶養している。
 - ②母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている。
 - ③対象講座の受講が適期に就くために必要と認められる。
 - ④過去に本給付金の支給を受けたことがない。
- 申**随時受付中 ※受講開始前に申請が必要です。
場こども応援課 ☎850-6775

広告(1 枠)

縦 45 mm×横 86 mm

広告(1 枠)

縦 45 mm×横 86 mm

広告(2 枠)

縦 45 mm×横 178 mm